

別表3

被害状況判定基準

| 被害区分 | | 判 断 基 準 |
|-----------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 人 的 被 害 | 死 者 | <p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷した後 48 時間以内に死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A 町の者が隣接の B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取扱う。(行方不明、重軽傷についても同じ)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。</p> |
| | 行方不明 | <p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p> |
| | 重 傷 者 | <p>災害のため負傷し、1 か月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要があるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p> |
| | 軽 傷 者 | <p>災害のため負傷し、1 か月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要があるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p> |
| ② 住 家 被 害 | 住 家 | <p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p> |
| | 世 帯 | <p>生活をつなしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p> |
| | 全 壊 | <p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害を含まない。</p> |
| | 半 壊 | <p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p> |
| | 一 部 破 損 | <p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p> |
| | 床 上 浸 水 | <p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p> |
| | 床 下 浸 水 | <p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p> |

| 被害区分 | | 判 断 基 準 |
|------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ | 非住家被害 | <p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物を家いう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p> |
| | 農地 | <p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p> |
| ④ | 農業被害 | <p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p> |
| | 農業用施設 | <p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |
| | 共同利用施設 | <p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |
| | 営農施設 | <p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |
| | 畜産被害 | <p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p> |
| | その他 | <p>上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。</p> |
| | 河川 | <p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |
| ⑤ | 海岸 | <p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |
| | 砂防設備 | <p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |
| | 地すべり防止施設 | <p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |
| | | |

| 被害区分 | | 判 断 基 準 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥ 土木被害 | 急傾斜地崩壊防止施設 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 道 路 | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 橋 梁 | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 港 湾 | 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | 漁 港 | 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 下 水 道 | 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 公 園 | 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑦ 水産被害 | 漁 船 | 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格額又は復旧額とする。 |
| | 漁 港 施 設 | 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格額又は復旧額とする。 |
| | 共同利用施設 | 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格額又は復旧額とする。 |
| | その他の施設 | 上記施設で、個人（団体・会社を含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格額又は復旧額とする。 |
| | 漁 具（網） | 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格額又は復旧額とする。 |
| 水 産 製 品 | 加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 | |
| ⑧ 林業被害 | 林 地 | 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 治 山 施 設 | 既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 林 道 | 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 林 産 物 | 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 |
| | そ の 他 | 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格額又は復旧額とする。 |

| 被害区分 | | 判断基準 |
|------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ 衛生被害 | 水道 | 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 病院 | 病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 清掃施設 | ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 火葬場 | 火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑩ 商工被害 | 商業 | 商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。 |
| | 工業 | 工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。 |
| ⑪ 公立文教施設被害 | | 公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑫ 社会教育施設被害 | | 図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑬ 社会福祉施設被害 | | 老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| ⑭ その他 | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。 |
| | 鉄道施設 | 線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 被害船舶 (漁船除く) | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、運航不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ運航できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 空港 | 空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 水道(戸数) | 上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。 |
| | 電話(戸数) | 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。 |
| | 電気(戸数) | 災害時に停電した戸数うちピーク時の停電戸数をいう。 |
| | ガス(戸数) | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。 |
| | ブロック塀等 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | 都市施設 | 街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。 |
| | | 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。 |